

フロン回収破壊法（カーエアコン部分）の自動車リサイクル法施行後の状況について

経済産業省自動車課
環境省企画課リサイクル推進室

平成14年10月に本格施行されたフロン回収破壊法のカーエアコン部分に関しては、平成17年1月1日の自動車リサイクル法本格施行に伴い、同法へ引継がれたが、その後の状況については以下のとおり。

1. 「自動車フロン引取・破壊システム」について

○平成16年12月末までに第二種特定製品引取業者に引取られた使用済自動車に係るフロン類については、自動車リサイクル法施行後も引き続きフロン回収破壊法に基づき、引取・破壊されることとなる。一方で、こうしたフロン類はごくわずかであると考えられる。そのため、「自動車フロン引取・破壊システム」を運営する（財）自動車リサイクル促進センターでは、昨年9月から、自動車リサイクル法に基づくフロン類の回収・破壊を自動車メーカー等から一元的に業務委託を受けて行っている有限責任中間法人自動車再資源化協力機構に再委託を行い、フロン回収破壊法に基づくフロン類についての引取・破壊を行っているところ。現時点においても、一部にポンベの回収依頼が存在するため、引き続き、こうした体制を維持し、効率・確実な引取・破壊を行っていく。

2. 前回合同会議の審議を受けての活動について

○フロン類がフロン類回収業者により再利用される場合には、フロン券によって（財）自動車リサイクル促進センターが収受した金銭は結果的に回収・破壊費用として使用されないこととならざるをえないが、その取扱いについては、前回の本合同会議における審議により、（財）自動車リサイクル促進センターにおいて他の事業とは明確に区分した上で、

①フロン類に関する広報・啓発活動

②フロン類の大気への排出抑制に資する公益信託の設立

に活用することとなっているところ。最終的に、こうした金銭は約7.3億円発生することとなり、具体的には以下のとおり取組を推進。

（1）広報・啓発活動

フロン類の排出によるオゾン層や地球温暖化への影響等につき、各種の広報ツールを複合的に活用し、相乗的な広報成果を得るべく以下の取

組を実施した。

- ① 座談会風の読みやすい広告を全国４７紙に一斉掲載
- ② 東京都内でシンポジウムを開催し、直接的な消費者への啓蒙を実施
- ③ シンポジウムの内容を全国４７紙の新聞に一斉掲載
- ④ テレビによるシンポジウムの放映

（２）公益信託の設立

フロン類の大気排出抑制への取組みについて、中長期継続的に行っていくべく、本年３月に公益信託として「特定公益信託地球環境保全フロン対策基金」を設立した。（詳細は、添付資料１参照）

今後、当該公益信託においては、全国の団体から事業を募集した上で、学識者等から構成される運営委員会の審査に基づき、助成活動を行っていくこととなる。主務官庁としては、当該公益信託がフロン類の大気排出抑制に資するものとなるよう、本制度を幅広い団体に普及・広報していく。

参照）中央三井信託銀行ＨＰ

<http://www.chuomitsui.co.jp/koueki/index.html>

【現状及び今後の予定】

平成１８年	５月	第１回運営委員会（開催済） －選考基準の確認等運営方法を議論
	５月～７月	平成１８年度事業の募集
	８月	第２回運営委員会 －初年度助成先（１８年５月～７月の応募分）の選考。
	１０月～	平成１８年度事業の実施
	９月～１２月	平成１９年度事業の募集
平成１９年	１月	第３回運営委員会 －翌年度助成先（１８年９月～１２月の応募分）の選考。
	４月～	平成１９年度事業の実施
翌年度以降	９月～１２月	事業の募集
	１月	定期運営委員会において助成先の選考
	４月～	事業の実施

※公益信託とは、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた公益目的にしたがってその財産を管理運用し、第三者の行う公益活動の支援を行う信託法に基づく制度。主務官庁が監督するとともに、助成等にあたっては、学者等からなる運営委員会が審査を行い助成対象事業を決定するという極めて公益性の高い制度。

「特定公益信託地球環境保全フロン対策基金」について

【概要】

・ 受託者

中央三井信託銀行

・ 信託目的

フロン類の大気への放出の抑制に資する事業に対する助成金の給付を行いもって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

・ 事業内容

信託目的を達成するため、次の事業を行う。

①フロン類の大気への放出の抑制に資する事業に対する助成金の給付

②その他前条の目的を達成するために必要な事業

・ 想定される助成対象事業

第三者からの提案を受け、厳正な審査を行い、決定することとするが、現段階で想定されるものとしては、以下のとおり。

①フロン類の大気への放出の抑制を目的として開催される一般参加型シンポジウムの開催費用に対する助成

②フロン類を使用した製品取り扱い方法を一般に啓発するための広報活動費用に対する助成

③途上国におけるフロン類回収・破壊プロジェクトに対する助成 など

・ 信託財産

開始時で4億円を拠出し、今期納税額確定後、来年度（財）自動車リサイクル促進センターから追加拠出予定。

・ 主務官庁

主務官庁は、経済産業省及び環境省とする。

・ 信託管理人

新潟大学教授 中井武氏

・ 運営委員会

フロン類の大気への放出の抑制に関し専門的知識を有する者又は学識経験を有する者の中から、1名の委員長、4名の委員から成る5名程度の運営委員を選考し、委嘱。

運営委員会は年1回の開催を原則とする。

運営委員長 早川豊彦東京工業大学名誉教授

運営委員 富永 健 東京大学名誉教授

中杉修身 上智大学大学院地球環境学研究科教授

増田優 お茶の水女子大学教授

飛原英治 東京大学教授

フロン類回収・破壊等の最終実績について

(1) (財)自動車リサイクル促進センターの実績

平成14年10月から平成17年3月までの(財)自動車リサイクル促進センターの引取・破壊実績は以下のとおりとなっている。

年 度 実 績		平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)			累 計 (H14/10- H17/3)
		下 期 (H14/10- H15/3)	上期・下期 (H15/4- H16/3)	上 期 (H16/4- H16/9)	下 期 (H16/10- H17/3)	合 計 (H16/4- H17/3)	
引取破壊 実績	台数 (万台)	34.4	108.4	53.9	47.6	101.5	244.3
	量 (トン)	136.3	413.7	207.7	186.3	394.0	944

注) 16年度下期の実績には17年1月1日以降自動車リサイクル法に基づき引取・破壊されたフロン類は含まれない。

(2) フロン類の回収量等の年次報告(平成14年度、平成15年度分)

平成14年度(平成14年10月～平成15年3月の半年分)及び平成15年度、平成16年度(平成16年4月～平成16年12月分)の集計結果については、以下のとおりとなっている。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
回収した第二種特定製品の台数(台)	955,959	1,697,064	1,448,444
年度当初の保管量(kg)	—	135,776	127,284
回収した量(kg)	389,220	637,857	576,541
自動車メーカー等に引き渡された量(kg)	163,810	420,107	432,739
再利用された量(kg)	113,290	170,155	177,530
年度末の保管量	114,043	183,198	93,504